

金融危機と協同組合銀行

—欧州の実情と論調を中心に—

主任研究員 重頭ユカリ

〔要 旨〕

- 1 金融危機は欧州の主要な銀行に大きな影響を与えたが、協同組合銀行も例外ではなく、グループの全国銀行のなかには国外での銀行買収や投資した債券の評価損等から大きな損失を被ったケースもあった。しかし、危機の直接的な影響は民間の商業銀行や投資銀行ほど深刻ではなく、損失額あるいは資産の償却額は投資銀行に比べると相対的に少なく、国有化されたり倒産した協同組合銀行はなかった。リテール業務を担当するローカルバンクでは、地域に密着して業務を行っていることが利用者の信頼を高め、預貸金残高が大幅に増加したり、組合員数が大きく増加したケースもあった。
- 2 欧州協同組合銀行協会は、金融危機においても協同組合銀行の脆弱性が低かった原因として、①組合員が所有者というコーポレートガバナンスの構造、②組合員や顧客のニーズに対応するという目的をもち、より伝統的な「仲介機能」を基盤とするビジネスモデル、③グループ内部で相互援助制度を持つこと、を挙げている。
- 3 金融危機の後、さまざまな研究機関や国際機関から協同組合銀行に関するレポートが数多く刊行された。欧州政策研究センターが2010年9月に刊行した報告書によれば、詳細なデータ分析を行った結果、協同組合銀行は経済の安定性と地域の成長に不可欠な役割を果たす一方で、市場発展の変化に対応していることが明らかになった。そして、金融システムにさまざまな組織形態があるということは重要であり、金融システム内に強い協同組合セクターを維持することには大きなメリットがある。欧州では、協同組合銀行も含めた多様な金融機関が存在していることが金融システムの安定性を高めることにつながるという見方が、規制・政策策定者にも受け入れられつつあるとみられる。
- 4 金融危機を経て、欧州では金融システムにおいて協同組合銀行が果たす重要な役割が積極的に評価されるようになったと考えられる一方で、協同組合銀行にはいくつかの課題が残されている。1つは、規制策定者が協同組合銀行の特徴や果たしている役割を認識しつつも、規制は一律であるべきという原則から、協同組合銀行の特性とは相いれない規制を設ける可能性を否定できないことである。また、事業戦略面においても、国内市場と国際市場での活動のリスクと便益のバランスをとることや、専門的な経営者による経営とローカルバンクの組合員の関与や参加との間でのバランスをとること等の課題がある。

目次

はじめに

1 金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向

- (1) 概況
- (2) ローカルバンク
- (3) 全国銀行

2 欧州における論調

- (1) 金融危機において協同組合銀行が安定的であった要因
- (2) 危機後の金融システムにおける協同組合銀行の好機と課題

- (3) 金融システムの安定性への貢献

- (4) 政策・規制への提言

3 金融危機が協同組合銀行にもたらしたもの

- (1) 協同組合銀行についての調査・研究の進展
- (2) 金融危機において果たした役割の評価
- (3) 鮮明になった課題

おわりに

はじめに

100年に一度と言われる金融危機において、協同組合銀行はどのような影響を受けたのか、そして商業銀行と比較した場合、何らかの違いがあったのかについて示すことは、協同組合銀行の特色や存在意義を明らかにすることにもつながると考えられる。

このレポートでは、金融危機以降の欧州の協同組合銀行の動向をまとめたうえで、危機後数多く刊行された協同組合銀行に関する文献のレビューを行う。そして最後に、金融危機が協同組合銀行にもたらしたものについても考察することとする。

1 金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向

(1) 概況

金融危機は欧州において、主要な銀行に

大きな影響を与えたが、協同組合銀行もその例外ではなかった。^(注1)後述するEACBのサーチペーパーは、金融危機が協同組合銀行に与えた影響について、協同組合銀行の組合員・顧客の中心である個人や事業者が景気後退の影響を受け、地域の経済状況が悪化した影響を免れることはできなかった^(注2)としている。また、多くの大規模な協同組合銀行はリスクの高い投資で多大な損失を被ったが、危機の直接的な影響は商業銀行や投資銀行ほど深刻ではなかったし、協同組合銀行の損失額あるいは資産の償却額は商業銀行や投資銀行に比べると相対的に少なく、国有化されたり、倒産した協同組合銀行はないとしている。

(注1) この点については、本誌2009年10月号に掲載した「金融危機と協同組合銀行 欧州協同組合銀行協会事務局長エルベ・ギデ氏講演記録」も参考にされたい。

(注2) EACB (2010)

(2) ローカルバンク

協同組合銀行の場合、組合員や利用者と

の接点となるローカルバンクが個人や中小企業向けのリテール業務を主に扱い、地方レベルや全国レベルの事業連合組織がローカルバンクを補完する業務や法人業務、国際業務に従事するのが一般的である。リテール業務はリスクとボラティリティが低く、リターンがより安定的という傾向があるため、ローカルバンクの業務は金融危機の影響をそれほど大きく受けなかったとみられる。むしろ、金融危機により欧州でも大手商業銀行が国有化されたというニュースが報じられると、地域に密着して業務を行う協同組合銀行への信頼性が増し、ローカルバンクでは、預金や貸出金残高が大幅に増加したり、新しく組合員になる人の数が大きく増加したケースもあった。^(注3)

(注3) Birchall and Ketilson (2009) では、オランダのラボバンクで08年に貸出金のシェアが上昇し42%になったこと、スイスのライファイゼンバンクで08年に新規の組合員が15万人増と歴史的にみても大幅に増加したことをとりあげている。

(3) 全国銀行

他方、グループ内で法人業務や国際業務

に従事している全国レベルの事業連合組織（以下「全国銀行」という）のなかには、金融危機の影響を大きく受けて収益が悪化し、グループ全体の収益悪化をもたらしたケースもあった。

第1表は、欧州の協同組合銀行グループの税引後当期純利益の推移をみたものである。ラボバンク・グループ以外の4つのグループでは、08年の当期純利益は前年に比べて大幅に縮小した。^(注4)

フランスでは、すべての協同組合銀行グループが金融危機の影響を大きく受けた。表に示したクレディ・アグリコル・グループとクレディ・ミュチュエル・グループは、08年の当期純利益が前年に比べて大幅に減少した。クレディ・アグリコル・グループの場合は、全国銀行であるCASAグループの国外でのリテール業務、法人・投資銀行業務での業績悪化が影響している。クレディ・ミュチュエル・グループの場合も、法人・投資銀行業務の業績悪化が大きな要因である。

フランスでは、政府が銀行救済措置のた

第1表 欧州の協同組合銀行グループの税引後当期純利益の推移

(単位 百万ユーロ, %)

	実額			前年比増減率	
	2007年	08	09	08	09
クレディ・アグリコル・グループ(仏)	6,487	2,941	3,069	△ 54.7	4.4
クレディ・ミュチュエル・グループ(仏)	2,785	442	1,882	△ 84.1	325.8
ドイツ協同組合銀行グループ(独)	3,050	75	4,638	△ 97.5	6,084.0
ラボバンク・グループ(蘭)	2,696	2,754	2,208	2.2	△ 19.8
OP-ポヒョラ・グループ(フィンランド)	738	221	338	△ 70.1	52.9

資料 各銀行グループのアンニュアルレポート

(注) 1 表はグループで連結決算を行っているグループのみを示した。BPCEグループは2009年に統合したため、掲載していない。

2 銀行グループ全体の連結決算の結果。

3 ドイツ協同組合銀行グループの08年の税引後当期純利益は、08年版のアンニュアルレポートでは186百万ユーロと示されているが、09年版では75百万ユーロとされている。

め、国家資金保証公団（SPPE）を設立し、08年に大手銀行6行（BNPパリバ、ソシエテ・ジェネラル、クレディ・アグリコル、ケス・デパルニュ、バンク・ポピュレール、クレディ・ミュチュエル）に対し、SPPEが各行の発行する優先株や劣後債を買い取ることによって資本注入を行った。

また、フランスでは、ケス・デパルニュ・グループとバンク・ポピュレール・グループも金融危機で大きな打撃を受けた。両グループは、06年から一部の業務の統合を行っており、それぞれの中央機関が共通の子会社として投資銀行NATIXISを保有していたが、NATIXISの経営状況は金融危機の影響を受けて大きく悪化した。その支援のために、両グループの中央機関が統合してBPCEとなり、BPCEグループを形成することとなった。

表中で08年の当期純利益の前年比減少率が最も大きかったドイツ協同組合銀行グループの場合、グループ全体の当期純利益は07年の30億5,000万ユーロから08年には7,500万ユーロに減少したが、これは全国銀行DZ BANKグループの当期純利益が07年の8億9,700万ユーロから08年には△11億6,600万ユーロの赤字に転じたことが大きく影響した。^(注5) 損失は、債券の評価損、リーマンブラザーズ及びアイスランド関連の債権、資産担保証券、前述のフランスのBPCEグループの子会社NATIXISへの投資によるものであった。しかし、ドイツ国内ではコメルツ銀行等に公的資金の注入が行われたが、DZ BANKはグループ内で会員

からの増資を受け、公的資金の注入は受けていない。

また、グループで連結決算を実施していないため表には示していないが、オーストリアの2つの協同組合銀行グループも金融危機の影響を大きく受けた。オーストリアでは、ライフアイゼンバンク・グループの全国銀行RZB、フォルクスバンク・グループの全国銀行ÖVAGを含む主要銀行が中東欧諸国に活発に進出しているが、中東欧諸国の経済が金融危機で大きなダメージを受けたため、それらの主要銀行は政府保証や公的資金を受けた。

フィンランドのOP-ポヒョラ・グループの場合は、グループ内の生命保険業務で損失を計上したことが、当期純利益の縮小に影響した。

一方、オランダのラボバンク・グループは、国内の他の大手商業銀行が国有化されたり公的資金の注入を受けたりしたが、大手銀行のなかでは唯一金融危機のさなかにあっても安定的な業績を示した。

以上みてきたとおり、協同組合銀行は、グループの全国銀行、特に国外に進出するなどグローバルな業務展開を行っている全国銀行のなかには、金融危機の影響を大きく受けたケースもあった。ただし、政府からの支援を受けたフランスやオーストリアの場合も、協同組合銀行だけがそうした支援を受けたのではなく、他の大手商業銀行も同様の支援を受けている。また、経営状況が悪化しても商業銀行のように倒産したり国有化されたりした例はなく、会員から

の増資によって資本の増強を図ることができた全国銀行も多かった。そして、第1表にみるとおり、大半のグループでは09年の業績は持ち直している。

(注4) この項は、斉藤・重頭(2010)のうち、特に「第3章 各国の協同組合銀行の概要」を参考にしている。

(注5) 全国銀行DZ BANKグループの08年のアニュアルレポートでは当期純利益は△10億5,500万ユーロとされているが、09年のアニュアルレポートでは△11億6,600万ユーロに修正されている。

2 欧州における論調

以下では協同組合銀行サイドで金融危機の影響をどのようにみているのか、また、国際機関や研究機関ではどのような分析が行われているのかについてみてみたい。

(1) 金融危機において協同組合銀行が 安定的であった要因

欧州協同組合銀行協会(EACB)は、会員銀行とともに特別なプロジェクトチームを作り、欧州の協同組合銀行における金融危機の影響について、リサーチペーパー「金融・経済的混乱における欧州の協同組合銀行」^(注6)をとりまとめた。

このレポートでは、欧州の8つの協同組合銀行の①Tier1比率、②収益性、③効率性(費用収入比率)の3種のデータを分析している。

その分析結果によると、欧州の協同組合銀行の①Tier1比率は高水準を保っており、安定した資本を有する協同組合銀行が金融システムの安定性に貢献しているとい

う見方は、IMF等の実証的な研究からも支持されていると述べている。

②の収益性については、総資産利益率(ROA)と株主資本利益率(ROE)を協同組合銀行と商業銀行とで比較すると、協同組合銀行の方が低いが、その要因として協同組合銀行は利益の最大化を第一の目標としているのではなく、組合員や顧客の価値の実現を目標としているからだ指摘している。また、協同組合銀行のTier1比率が商業銀行よりも高くROEが相対的に低いのは、レバレッジ比率が低いことのあらわれだと主張する。

③効率性を示す費用収入比率については、ドイツでは協同組合銀行よりも商業銀行の方が比率が低く、フランスではほぼ同水準であるが、オーストリア、スイス、オランダの3か国では協同組合銀行の方が低いということを示している。

加えて、EU15か国の人口に占める協同組合銀行の組合員の比率が年々上昇していること、またフランス、イタリア、ドイツ、オランダの4か国では、金融危機以降も協同組合銀行の非銀行部門に対する与信額の伸び率は、その他の銀行よりも高いことをデータで示している。

このレポートでは、協同組合銀行は脆弱性が低いと主張するのであるが、その要因としては以下の3点を挙げている。

1つは、コーポレートガバナンスの構造であり、組合員所有制は典型的な組合員・顧客である個人や中小企業へのサービス提供に焦点をあてることにつながるが、この

業務領域は、比較的风险が低い、ボラティリティが低い、リターンがより安定的という特徴がある。第2に、協同組合銀行のビジネスモデルは、組合員や顧客のニーズに対応するという目的をもち、より伝統的な「仲介機能」を基盤としている。第3に、協同組合銀行の安定性は、経営が困難に陥った場合にグループ内部で相互に支援しあう、相互援助制度を持つことからきている。

同様に、国際協同組合銀行協会（ICBA）の文書「グローバルな金融の枠組みの再評価：協同組合の観点」も、協同組合銀行は商業銀行よりも安定的だと主張するが、それは協同組合銀行が商業銀行に比べると長期的な時間軸で経営を行っているからだ^(注7)と指摘している。そのように長期的な時間軸で経営を行うことができる理由については、ほとんどの協同組合銀行が株式市場に上場しておらず、組合員が意思決定過程をコントロールする「一人一票制」というガバナンスの原則を有していることを挙げている。そして、協同組合銀行は設立以来、中小を含め、あらゆる規模の地域の企業とともに活動するプレイヤーでありつづけていることが長期的な観点をもつことを育んでいるし、協同組合の組合員出資が投機的な商品ではないことが協同組合が短期的志向となることを防いでいると述べている。

（注6）原題は、“European Co-operative Banks in The Financial and Economic Turmoil”。

（注7）原題は、“Global Financial Framework Reassessment: the Cooperative Perspective”。

（2）危機後の金融システムにおける協同組合銀行の好機と課題

前述のとおり、オランダのラボバンクは、金融危機下においても経営状況が非常に安定している。そのため、金融危機下における協同組合銀行の動向について、さまざまな会議で発言をしたりレポートを刊行するなど、協同組合銀行のなかでも特に積極的に情報発信を行っているように感じられる。

後述する国連の専門家会合では、EACBの会員銀行を代表してラボバンクが報告を行ったし、イスタンブールで開催されたIMFと世銀の09年の年次会合でもレクチャー資料を発表するなど、09年には3本のレポートを公表している^(注8)。また、EACBのリサーチペーパーの作成にも参加し、10年4月にEACBが主催した国際会議でも活発に^(注9)発言していた。

3本のレポートのうち「新しい金融システムにおける協同組合銀行」と題するレポートでは、金融危機の影響を受けた後の新しい金融システムと、そのなかで協同組合銀行は以下のような好ましい機会と課題を持っていることを提示している。新しい金融システムとは、金融危機が銀行システム全体に影響を与え、「ゲームのルール」「ビジネスの原則」「ビジネスモデル」が第2表のように変化したものを指す。その新しい金融システムにおいて、協同組合銀行は、①顧客が所有する組織であることから顧客中心主義である、②強固な資本基盤と高格付けを有している、③堅固でバランス

第2表 ラボバンクレポートが示す新しい金融システムの特徴

	新しい金融システムの特徴
新しいゲームのルール	・コーポレートガバナンス、リスク管理に対する明確な配慮 ・正しいインセンティブをもたらす報酬スキーム ・国際的なレベルで、銀行やその他の金融機関に対するより厳格な監督と規制 ・銀行に対するより高い資本、ソルベンシー要件 ・政策手段：政府の介入、出口戦略、臨時の金融措置、リスク事象に対する早期警戒システム
新しいビジネスの原則	・顧客中心 ・モラルと正直さ ・リスクへの健全な姿勢 ・短期的な利益ではなく長期的な展望 ・株主だけでなく、すべてのステークホルダーへの配慮 ・ビヘイビアの外部性への配慮 ・商品や組織における透明性
新しいビジネスモデル	・少数だが、よりシンプルで透明性の高い商品と事業活動 ・リテールバンキングへの焦点 ・国家支援による国内市場への回帰 ・政府からの支援を受けたことにより、大規模な国際戦略を縮小 ・いくつかの大規模な金融コングロマリットの解体

資料 Groenveld and Sjaauw-Koen-Fa(2009)

のとれたコーポレートガバナンスの構造をもつ、④リテールバンク市場で高いシェアを有している、⑤EACBやユニコバンキングを通じて国際協力を行う（将来的には特定分野でのより密接な協力関係を発展させる必要がある）、⑥協同組合モデルを新興国や発展途上国など国外へ導入する、という6つの機会がある。

他方、協同組合銀行の課題としては、以下の点が挙げられている。①競争相手である他の金融機関が、戦略やビジネスモデルを修正し組織を再構築するであろうし、マーケットシェアを獲得するために野心的に市場に再参入することが想定される。そのような状況において、協同組合銀行は先を見越した革新的な対応をとる必要がある、②マージンが縮小するなかで競争力のある商品やサービスを提供することが求められており、効率性を一層改善する必要がある

る。特に、デリバリーチャネルの費用便益を分析し店舗チャネルとバーチャルなチャネルを統合していくこと、さらに職員教育を充実させることも重要である、③商品や価格の違いはほとんどないにもかかわらず、他の金融サービスプロバイダーとの差異を明確にする戦略的な選択が求められる、④国際的な活動と国内の（母国市場の）活動の便益とリスクのバランスをとること、⑤専門的な職員によって

経営が行われる状況下で、ローカルバンクの組合員の関与や参加をいかに守るかという点でバランスをとること、の5点である。

（注8）国連専門家会合での報告はde Vries(2009)、IMFでの報告はGroenveld and Sjaauw-Koen-Fa(2009)、その他Groeneveld and de Vries(2009)

（注9）EACBの国際会議の詳細については、重頭(2010)を参照されたい。

（3）金融システムの安定性への貢献

ここまで協同組合銀行陣営内の論調をみてきたが、外部でも協同組合銀行に関する分析は行われており、近年ではその数が増えてきているように感じられる。

07年には、IMFから2本のワーキングペーパーが刊行されたが、このうち「協同組合銀行と金融の安定性」は、金融の安定性に果たす協同組合銀行の役割を分析したところ、いくつかの文献の示唆に反して、協同組合銀行が商業銀行よりもより安定的で

あることを見いだしたと結論づけた。また、09年4月には、ドイツのブンデスバンク（中央銀行）やIMFの専門家ら4名が、95年から07年までのデータを用いて様々な所有構造をもつドイツの銀行の安定性を検証した結果、株式会社の銀行は、協同組合銀行や政府所有の貯蓄銀行ほど安定的ではないという結論を導き出している。^(注11)これらのレポートは、協同組合銀行への金融危機の影響を直接的に検討したものではないが、平時においても協同組合銀行が金融システムの安定性に貢献していることを示すものであった。

さらに、欧州の政策を研究する独立した研究機関である欧州政策研究センター^(注12)（CEPS）が、10年9月に刊行した報告書「欧州における銀行セクターの多様性に関する調査：協同組合銀行の主要な展開、パフォーマンス、役割」は、金融危機における協同組合銀行の役割を評価するものであった。^(注13)

CEPSでは、欧州には多様な形態の銀行が存在していることを前提として、それらの銀行の存在が金融システムの安定性にどのような影響を与えているのかをテーマに調査を行っており、09年6月には貯蓄銀行に関する報告書を公表している。したがって、協同組合銀行に関する報告書も金融危機の影響のみをとりあげたものではないが、この研究の根底にある「協同組合は依然として経済的、社会的な役割を果たしているのか、そして危機から将来についてどのような教訓を学ぶのか」という問いの重要性を、金融危機の発生が際立たせた

^(注14)
と述べている。

報告書は全体で170頁にも及ぶが、注目されるのは協同組合銀行の経済的なパフォーマンスと役割に関して、実証的な文献のレビューと主要国の協同組合銀行のデータ分析を行っていることである。具体的には、収益性、効率性、競争力、収益の安定性、地域の成長に果たす役割という点について、6か国（オーストリア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）の00年から08年のデータを用いて分析を行っている。

データを詳細に分析した結果、協同組合銀行の収益性はその他の銀行よりもやや低い^(注15)が、効率性と市場支配力については、明確な差はなかった。収益の安定性の点では、協同組合銀行は、安定的な収益のクッション（緩衝物）を享受しているために、支払不能に陥るリスクが低いといえる。地域成長への貢献という点では、協同組合銀行の存在は、ほとんどの国ではGDPの成長にプラスの影響を及ぼしたと報告書は述べている。そして、「全体をまとめると、これらの結果は、協同組合銀行は、同様の状況のもとにあるその他の銀行と共存しつつ、経済の安定性と地域の成長に貢献するための不可欠な役割を果たす一方で、市場発展の変化に対応していることを示している」と述べている。

さらに最終的に、報告書は、「特定の形態の組織のメリット、デメリットと同様に、さまざまな組織形態によって占められた金融システムを持つという点は重大であ

る。金融システム内に強い協同組合セクターを維持することが説得的である論拠は、協同組合モデルに内在するといわれるメリットよりも幅広い^(注16)と結論づけている。

(注10) Fonteyne (2007) とHesse and Čihák (2007) の2本

(注11) Beck et al (2009)

(注12) CEPSは、ヨーロッパが直面している課題に建設的な解決策を導くような健全な政策を研究することを目的とする独立した研究機関であり、ブリュッセルに立地している。

(注13) Ayadi et al. (2010) Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe – Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks

(注14) Ayadi et al. (2010) p.2

(注15) Ayadi et al. (2010) p.146

(注16) Ayadi et al. (2010) p.149

(4) 政策・規制への提言

CEPS以外のさまざまな国際機関も金融危機下の協同組合銀行の動向を把握したうえで、各種の規制機関に対して新しく設けられる政策や規制が協同組合や協同組合銀行を害することがあってはならないという趣旨の提言を行っている。

その1つの例としては、国連の専門家会合における提言が挙げられる。国連は、09年4月に金融危機と食料危機を念頭におき、「危機下の世界における協同組合」と題する専門家会合を開催した。この会合での報告や勧告は国連総会に報告され、その後国連総会で12年を国際協同組合年とする総会宣言が採択されたことは周知のとおりである。

4月の専門家会合の報告を受けて作成された報告書では、金融危機について以下の^(注17)ような勧告が行われた。①包括的な法制的

枠組みを通じて、多様な金融市場における効率的なプレイヤーとしての協同組合のビジネスモデルの強さと独創性を認識すること、②投資家所有の銀行に与えられた支援^(注18)が、支援を必要としない金融協同組合を不利な立場におき金融市場にゆがみを生じさせないように、平等の競争環境を保証するメカニズムを提供すること、③担当の規制機関が「協同組合の差異」を理解し、金融協同組合を不利な立場に置かないような規制と健全な規制体制を確立すること。これは、会計基準、税制、資本へのアクセスを制限する規則にもあてはまる、④金融サービスへのアクセスを持たないような人々の金融包摂と深化という目標に、貯蓄・信用供与協同組合が果たしている貢献を、公共政策を通じて認識すること。政府は、そうした協同組合の自主性を尊重し、自身のペースでセクターが成長することを可能にするため、資金調達できる環境を提供すべきである。

この勧告と同様の提言は、09年6月に国際労働機関（ILO）から刊行されたレポート「危機の時期における協同組合ビジネスモデルの強さ」^(注19)にもみられる。同レポートでは、「まず、グローバルなレベル、あるいは国のレベルで将来的に実行されるいかなる金融機関救済のためのパッケージも、商業銀行セクターと協同組織金融機関とで公平でなければならない。また、政府と国際機関から発せられる見解においては、協同組織金融機関は、現在の危機の局面で、安心して健全な金融オルタナティブであり、

地域で所有される安定した金融機関であったと認識されるべきである。そして、今回の危機に由来する将来の規制や法制は、協同組織金融機関はこうした問題の発生源ではなく、経済的後遺症による影響をそれほど受けていないことを認識すべきであり、協同組織金融機関が引き起こしたのではない問題を修正することを目的とした一連の新しい規制に包含されることによって罰せられるべきではない」と述べられている^(注20)。

つまり、新たな規制や政策の導入によって協同組合銀行の経営がダメージを受け、かえって金融システムの不安定性が高まることのないよう十分配慮することが提言されているのである。そして、10年に入って公表されたいくつかの資料をみると、欧州内では、多様な形態の金融機関の存在が金融システムの安定性につながるという考え方が規制や政策の策定者の間でも定着しつつあるようである。

欧州議会が09年10月の決定に基づき設置した「金融、経済、社会危機特別委員会」が10年10月に刊行した「金融、経済、社会危機：とるべき方策とイニシアティブに関する勧告」と題する中間報告書では、次のように述べられている^(注21)。「異なる銀行は異なる専門知識の領域とコアコンピタンスを持つと認識し、新しい規制を規定する際に、EUは、金融セクターの構造的な多様性を維持・拡大する必要性を考慮し、欧州の経済は貯蓄銀行や協同組合銀行のような地方の銀行（regional banks）や地域の銀行（local banks）の健全なネットワークが必要

であると信じるのが重要であろう。多様性は金融危機においてその価値を立証し、安定性を付け加えたこと、そして画一性の広がりシステムの脆弱性につながりうるということに留意しなければならない」。

他方、イギリスでは、連立政権が10年5月に公表した「連立政権－われわれの政策プログラム」において、銀行のセクションで「われわれは銀行システムが事業の役に立つことを望んでいるのであり、その逆を望んでいるわけではない。われわれは、金融サービスにおける多様性を強化し、相互金融機関を奨励し、より競争的な銀行産業をつくりだすための詳細な提案をする予定である」と記している^(注22)。また、イギリスの大蔵省が10年7月に議会に提出した「金融規制への新しいアプローチ」は金融監督体制の改革について提案したものであるが、この資料においても、「（例えば、参入障壁を排除することによって、また相互的に所有されている金融機関に、規則が不利益をもたらさないことを確実にすることによって）金融サービスセクターにおける多様性を維持する必要性」が明記されている^(注23)。

Michie（2010）が指摘するように、イギリスの金融サービスセクターは、多くのビルディング・ソサエティが相互金融機関から株式会社に転換したこともあり、1つのビジネスモデル、すなわち規模の大きい、株主保有の公開有限責任会社（plc）によって支配されている。株主に対するリターンを極大化することを目的とする金融機関が市場を支配しているために、過度のリスク

がとられ、結果的にイギリスの金融システムの不安定さを高めたと考えられる。したがって、安定性を高めるためには、多様な所有形態の金融機関が存在し業務を行うことが重要なのである。Michie (2010) では、政府が「連立政権－われわれの政策プログラム」で述べたことを実行するためには、規制機関の組織内に相互金融機関の政策の長とされる人を置くことが必要といった、規制や政策に関する具体的な提言を行っている。

(注17) the Expert Group on 'Co-operatives in a world in crisis' (2009) p.2-3

(注18) この報告書では、協同組合銀行だけでなくクレジットユニオンもあわせて、金融協同組合(financial cooperative)と呼んでいるとみられる。

(注19) Birchall and Ketilson (2009) "Resilience of the Cooperative Business Model in Times of Crisis"

(注20) Birchall and Ketilson (2009) p.35

(注21) Special Committee on the Financial, Economic and Social Crisis (2010) "REPORT on the financial, economic and social crisis: recommendations concerning measures and initiatives to be taken (mid-term report)", p.10 のセクション54

(注22) 原文ではmutualsという用語が使われている。この文書では特に記載がないが、Michie (2010) によれば、mutualsは、すべての組合員所有あるいは出資者保有の組織、例えばビルディング・ソサエティ、相互保険会社、友愛組合、協同組合、クレジットユニオン、従業員所有組織を含むとされている。ただし厳密に言うと、イギリスのビルディング・ソサエティでは、出資は貯蓄口座に入り預金と同様に扱われ、脱退しなくてもいつでも払戻しが可能であることから出資は資本とみなされていないという特徴がある。そうした特徴は、ここでとりあげている欧州の協同組合銀行とは異なっており、EACBの会員にもビルディング・ソサエティは入っていない。

(注23) The Coalition: our programme for government, p9

(注24) HM Treasury (2010) "A new approach to

financial regulation: judgement, focus and stability", p.32

3 金融危機が協同組合銀行にもたらしたもの

ここまで、金融危機後の欧州の協同組合銀行の動向と、協同組合銀行に関する論調をまとめてきた。こうした論調も踏まえたうえで、今回の金融危機は、協同組合銀行にどのような意味をもっていたのかについて考えてみたい。

(1) 協同組合銀行についての調査・研究の進展

IMFのワーキング・ペーパー「ヨーロッパにおける協同組合銀行」は、国際的な基準設定者や政策決定機関による重要な著作も、協同組合には特別な関心を払っていないと指摘した。^(注25) こうした状況を踏まえ、EACBは、欧州において協同組合銀行は平均すると約20%のシェアを有しているにもかかわらず、協同組合銀行に関する研究は欧州における既存研究のわずかに1%に過ぎないという状況を改善するため、08年に協同組合銀行の研究者たちのネットワークを立ち上げた。

こうした動きも影響したであろうが、金融危機の発生によって浮き彫りになった協同組合銀行の強さを研究するため、より多くの調査・研究成果が公表されるようになったと考えられる。09年から10年にかけては、本稿で紹介した以外にも欧州の協同組

合銀行についてとりあげた本が刊行された^(注26)し、10年1月21日付のEconomist誌でも欧州の協同組合銀行に関する文献を引用しながら、金融危機下の協同組合銀行の動向を伝える記事が掲載された。筆者が知る限りでも、ほかにいくつかの調査プロジェクトが進行中であり、リーマンショックの影響が業績に大きく反映された08～09年以降のデータを用いた分析は、今後一層本格化するとみられる。

(注25) Fonteyne (2007) p.26

(注26) 英語では『協同組合銀行：革新と発展』(Cooperative Banking : Innovations and Developments, 2009年), 『ヨーロッパの協同組合銀行：ケーススタディ』(Cooperative Banking in Europe: Case Studies, 2010年), フランス語では『ヨーロッパの協同組合銀行：戦略と挑戦』(La banque coopérative en Europe: stratégies et défis, 2009年) という本が刊行されている。

(2) 金融危機において果たした役割の評価

これらの調査・研究成果が指摘するとおり、欧州においては、協同組合銀行は、そのビジネスモデルによって危機の間も比較的安定した経営を行うことが可能であったし、協同組合銀行も含めた多様な金融機関が存在していることは金融システムの安定性を高めることにつながるという見方が受け入れられつつある。つまり、欧州では金融システムにおいて協同組合銀行が重要な役割を果たしていることが積極的に評価されるようになってきていると考えられる。

翻って日本においても、欧州ほど明確ではないが、金融危機によって協同組織金融

機関に対する見方が変わったと思われる状況がみられた。日本では、08年3月に金融審議会第二部会の下に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」が設置され、具体的には信用金庫と信用組合を対象として、組織や業務のあり方についての検討が開始された。リーマンショックは、ワーキング・グループが始まって約半年後に発生し、検討は一時中断されることとなった。これについて村本(2009)は、「外部環境の変化は、地域経済に悪影響を与え、中小企業の業況悪化・資金繰りの劣化は著しく、地域に密着した協同組織金融機関の存在は否応なく大きくなり、その制度改革を安易に行う状況ではなかったとも言える^(注27)」としており、金融危機の発生は、協同組織金融機関の重要性をより際立たせる意味があったと考えられる。

結果的に、同ワーキング・グループの「中間論点整理報告書」では、「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するもの」であり、「このような協同組織金融機関の基本的性格や、その背景にある相互扶助という理念は、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関としての協同組織金融機関に求められる役割を最大限発揮するために活かされる必要がある。このことは、金融市場の発展がみられる今日においてもなお、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘される今日であるからこそ、より一層、あてはまるものと考えられる」とまとめられること^(注28)となった。

しかし、日本においては、欧州でみられるような多様な形態の金融機関が存在していることが金融システムの安定性につながっているという見方は、まだ一般的ではないと考えられる。そもそも、同ワーキング・グループは、前年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」に基づくものであり、株式会社形態の民間金融機関とのイコールフットイングを求めるという視点からスタートしていたように、日本では、協同組織金融機関に対してイコールフットイングの観点から改革を求める方向に向きがちである。

欧州の論調を念頭におくと、今後の日本の金融システムのあり方や安定性を考える際には、所有形態の多様性の観点等を含め、さまざまな角度から検討がなされることも重要なのではないかと考えられる。

(注27) 村本(2009) 2頁

(注28) 金融審議会 金融分科会第二部会(2009) 2頁

(3) 鮮明になった課題

一方で、協同組合銀行にはいくつかの課題が残されている。1つは、協同組合銀行の役割が積極的に評価されるようになったとしても、規制や政策の策定において協同組合の特性を尊重することにはつながらない可能性があることである。筆者が出席した10年4月に開催されたEACB主催の国際会議において、規制・監督機関側の討論者たちは、協同組合銀行の存在が金融システムの安定性に貢献していることについて認識し、その特性についても配慮する意欲を

みせてはいたものの、規制は世界中で一律のものでなければならないという基本原則^(注29)をとらざるを得ないことにも言及した。協同組合銀行の特徴や果たしている役割を認識しつつも、規制は一律であるべきという原則から、協同組合銀行の特性と相いれない規制が設けられる可能性は依然として残されているとも考えられる。

また、事業戦略面においても、前述のラボバンクのレポートが指摘するとおり、金融危機後の新しい金融システムにおいて、国内市場と国際市場での活動のリスクと便益のバランスをとることや、専門的な経営者による経営とローカルバンクの組合員の関与や参加との間でのバランスをとること等の課題がある。こうした課題は、金融危機が発生しなかったとしても、協同組合銀行としてのあり方としてグループ内で議論されるべき点であろうが、金融危機がそれを一層鮮明にしたとも考えられる。

冒頭でみたとおりローカルバンクの経営は安定的であったものの、グループの全国銀行、あるいはその子会社のなかには収益が悪化し、既に業務の見直しを行ったケースもある。例えば、クレディ・アグリコル・グループでは、08年10月にニースで開催された全国連合会FNCA主催の会合で、今後はより一層国内リテール業務を重視する方向を打ち出している。また、オーストリアのライファイゼンバンク・グループの全国銀行RZBでは、利益の縮小にともない人員削減をとまなう費用削減等にも取り組むとともに、グループの全国機関としての役割

を除く業務をRZBから分社化し、中東欧での業務を行う子会社のライフアイゼン・インターナショナルと合併させる等、組織構造を含めたリストラクチャリングが行われている。

欧州の協同組合銀行では、今回の危機で協同組合銀行のビジネスモデルの強みを十分に認識しているとみられ、こうした事業戦略の見直しも、協同組合であることを基本としてその強みをより強化する方向に向かうものとみられる。つまり、金融危機は原点回帰を促す作用があったのではないかと考えられる。

(注29) 重頭 (2010)

おわりに

他の金融機関もリテール業務への回帰志向を強めるとみられるなかで、協同組合銀行がそれらと競合しつつ、内在する課題を克服することは大きな困難がともなうものとみられる。しかし、今回の危機において、欧州の協同組合銀行は危機を克服するための新たな取り組みを行っていった。

例えば、ユニコバンキングという実務的なサポート機関に加盟する欧州の8つの協同組合銀行は、金融危機の発生直後に、期間3か月までの短期資金を100億ユーロから150億ユーロまでの間で相互に融通することを保証する協定を結んだ^(注30)。この協定が締結されたのは、金融危機の発生により銀行間取引に保証が求められるなど銀行の流動性に大きな問題が生じていた時期であ

り、これを報じた新聞の見出しはユニコの協定を「民間初の取引改善策」としている。実際に資金が融通されたかどうかは公表されていないが、EACBのギデ事務局長は、この協定を「協同組合銀行同士が相互に協力するという行為そのものが非常に大きな意味を持っていた」と位置づけている。

危機の時期にあっても、相互に連帯しあう新しい取組みが生まれたのは、協同組合銀行が環境の変化によりよく対応していく潜在的な能力をもっているとみることができのではないかな。そもそも協同組合銀行は、農業者や中小企業主がその困難を克服するために自ら設立したものが大きく発展したものであり、人々が結集し知恵を出すことができる協同組合は、危機をチャンスに変えていく力をもつと信じるに足る存在であると考えられる。

(注30) 08年10月17日付の日経新聞の朝刊

<参考文献>

- ・ Ayadi, R., D.T. Llewellyn, R.H.Schmidt, E. Arbak and W.P. De Groen (2010) *Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe - Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks*, CENTRE FOR EUROPEAN POLICY STUDIES
- ・ Birchall, J. and L.H. Ketilson (2009) "Resilience of the Cooperative Business Model in Times of Crisis", International Labour Organization
- ・ Boscia, V., A. Carretta and P.Schwizer (2009) *Cooperative Banking: Innovations and Developments*, Palgrave Macmillan Studies in Banking and Financial Institutions
- ・ Boscia, V., A. Carretta and P. Schwizer (2010) *Cooperative Banking in Europe: Case Studies*, Palgrave Macmillan Studies in Banking and Financial Institutions
- ・ European Association of Co-operative

- Banks (2010) "European Co-operative Banks in The Financial and Economic Turmoil", Research Paper
- ・ de Vries, B. (2009) "European co-operative banks in financial and economic turmoil"
 - ・ Fonteyne, W. (2007) *Cooperative Banks in Europe—Policy Issues*, IMF Working Paper
 - ・ Groeneveld, J.M. and B. de Vries (2009) "European co-operative banks: First lessons of the subprime crisis", Working Paper, Rabobank
 - ・ Groenfeld J.M. and A. Sjaauw-Koen-Fa (2009) "Co-operative banks in the new financial system", Rabobank Group, report prepared for the Duisenberg Lecture at the annual meeting of the IMF and World Bank in Istanbul, Turkey
 - ・ Hesse, H. and M. Čihák (2007) *Cooperative Banks and Financial Stability*, IMF Working Paper
 - ・ International Co-operative Banking Association (2008) "Global Financial Framework Reassessment: the Cooperative Perspective"
 - ・ Michie, J. (2010) "Promoting Corporate Diversity in the Financial Services Sector". University of Oxford, Kellogg College
 - ・ Report from the Expert Group on 'Co-operatives in a world in crisis' – towards the

UN Secretary-General's report to the UN General Assembly (2009) "The contribution of co-operatives to mitigating the global crisis and ensuring longer term economic stability: some policy recommendations"

- ・ Sherwin-Smith, J. & M. Weil (2008) "Cooperative Bank: Customer Champion", Oliver Wyman
- ・ エルベ・ギデ (2009) 「金融危機と協同組合銀行 欧州協同組合銀行協会事務局長エルベ・ギデ氏講演記録」『農林金融』10月号
- ・ 金融審議会金融分科会第二部会 (2009) 「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理報告書」
- ・ 斉藤由理子・重頭ユカリ (2010) 『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- ・ 重頭ユカリ (2010) 「欧州協同組合銀行協会の国際会議に参加して」『農中総研 調査と情報』7月号
- ・ 村本孜 (2009) 「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ「中間論点整理報告」を受けてー論点の整理と課題解決の必要性」『信用金庫』8月号

＜本稿は、「金融危機と協同組合銀行に関する文献レビュー」『欧州の協同組合銀行』（日本経済評論社、10年12月）所収（第2章）を加筆・修正したものである。＞

（しげとう ゆかり）

